

(論文)

# 米国公的年金会計基準の新たな方向性とその特徴

工藤久嗣

---

## キーワード

年金基金 年金負債 財務報告 概念フレームワーク アカウンタビリティ

---

### 1. はじめに

これまで州および地方政府の財務報告書の利用者は、次のように指摘してきた。現行のGASB会計基準は、これまで現職や退職職員に対して契約した年金給付に関して特に適切で理解のできる年金コストと年金負債に関して十分な情報を提供してこなかった。

それに対して2011年7月、公会計基準審議会（Government Accounting Standards Board - GASB）は、次の重要な改革案を提示している。それは、具体的には州および地方政府が職員に提供する年金の会計と財務報告に関する会計基準であるが、発生主義会計基準による州および地方政府の財務諸表の典型である現行の会計基準が1994年に公表されて以来の公会計と財務報告に関する変更事項である。その理由は、これまで以上に年金の比較情報に関する公会計領域の財務報告の利用者からの必要性が増したからである。また、主要な変更事項はGASB会計基準の基礎となる概念、とりわけ負債と支出資源を構成する規定概念を継続し展開したものである。

年金会計に関する主要な改正案としての公開草案の内容は、次のとおりである。現行の会計基準「年金制度の財務報告と年金に関する会計と財務報告」について主として州および地方政府の年金の財務報告に関する改正案である。

周知のとおり1984年に設立され現在既に25年余りが経過し、私企業の会計基準とは別個に州および地方政府を基盤とした会計基準を中心としてこれまでに数多くのステートメント等を公表してきた。とりわけ、GASBにおいて年金および退職後給付会計と財務報告に関するステートメントの公表も重要な領域の一つにあげられる。

米国の公的年金制度の一つである州および地方政府職員退職制度の年金基金は、州および地方政府単位で運営されている。その給付形態は主として確定給付（Defined Benefit - DB）型年金制度と確定拠出（Defined Contribution - DC）型年金制度から構成されている。

1994年11月、GASBは設立後の10年プロジェクトによる次に示す年金会計基準の3ステートメントを同時に公表した。それは、ステートメント第25号「確定給付年金制度（DB）の財務報告と確定拠出年金制度（DC）の脚注表示」、<sup>1</sup> 第26号「確定給付年金制度（DB）による退職後医療制度の財務

報告」<sup>2</sup> 第27号「州・地方政府機関の年金会計」である。<sup>3</sup> 当該ステートメントの公表の結果、退職年金制度と州・地方政府行政機関の年金に関する会計処理方法は、発表以前の脚注に年金情報、その他の補足情報を財務報告することだけの会計基準の内容に比較して大幅に内容が変更されたことになる。その当時は重要課題の一つとして活発な議論の結果であり、その内容は、財務報告モデルの範囲内であるが1996年当時において、かなりのインパクトがあったといわれている。年金会計基準は、一般に公正妥当と認められた（Generally Accepted Accounting Principles - GAAP）会計基準として重要なものであった。その内容は、DB型年金制度の財務報告のフレームワークを確立し、その上年金費用／年金支出とその関連負債の認識、測定、表示、さらに州および地方政府機関の財務報告における脚注や要補足情報に関して規定したものである。その後15年余り経過後の現在、GASBは州および地方政府機関の会計基準の適用状況を調査することによって、1990年代当時に見合った当時の適用可能である財務報告モデルと年金会計基準を適用させ、さらにその後、適用可能な概念フレームワークを構築したのである。現在の財務報告モデルは、州および地方政府機関すべての財務諸表を含み、経済資源の測定の焦点と発生主義会計を適用するものであり、概念ステートメント第4号「財務諸表の要素」において、正式に負債の定義をしている。GASBは問題の一つとして、現行の財務報告モデルにおける報告の可能性と同時に現行の概念フレームワークと一致しているか現在確認作業を行っている状況である。2011年7月、GASBはこの二つの年金会計基準の修正に関する公開草案（Exposure Draft - ED）を公表した。<sup>4</sup>

そこで、そのGASBプロジェクト内容を考察し、それに関連する主として概念フレームワークの内容と現行年金会計基準の財務報告問題を中心に考察する。<sup>5</sup>

## 2. 現行公的年金会計基準の財務報告体系

まず第一に財務報告目的に利用する年金費用の測定が積立目的で決定された年金要拠出額と関連すること。第二に雇用者（政府機関）によって利用される保険数理的方法とその仮定が個々の報告書において、関連した年金制度で使用されているものと一致するものでなければならない。

ステートメント第27号において、すべてのDB型年金制度に加入している雇用主（政府機関）は、次の事項について脚注に開示することを規定されている。（1）単一あるいは複数の雇用主の場合に関する年金制度などの内容説明。（2）加入者の要拠出率などを含む積立政策。（3）年金資産の保険数理評価法などのトレンド情報。さらに、DC型年金制度の財務報告問題では、雇用者は加入者への給付額が事前に決定されていないため、ただ、定期的な固定支払額のみ責任があるだけである。そのため、雇用者の年金コストは、要拠出額のみである。そこで、ステートメント第27号は、DC型年金制度についても次の脚注表示を規定している。（1）年金制度内容の説明。（2）会計基準、投資への評価方法などの重要な会計政策。

このようにステートメント第25号、第27号において統一的な測定問題があげられる。すなわち、年金債務の測定、積立状況に関するトレンド情報などの保険数理的年金情報は、統一された保険数理方法とパラメータを適用して計算されなければならない。しかしながら、財務諸表の表示問題に関しては、とくに投資成果の測定については、一定の報告基準の規定がなかったのである。

次に、ステートメント50号「年金の財務報告—ステートメント第25号と27号の修正」によれば、OPEBの取扱いと同様に財務諸表における年金給付に関する脚注表示や要補足情報の充実化を図る諸規定である。<sup>6</sup> すなわち、財務報告規定の統一化の内容である。具体的には次の規定である。脚注表示は、直近の保険数理評価日による年金、ところが、その後10数年経過した現在では、GASBは、州および地方政府が当該会計基準の適用と年金データをみることで改訂の余地があることが判明し

たのである。さらに、GASBは、現在当該会計基準が適用された1990年代と違った、より包括的であり、多様性のある財務報告モデルと概念フレームワークを規定したことになる。その結果、財務報告モデルにおいては、政府間の財務諸表を含み、経済的資源の測定の焦点と発生主義会計を適用している。概念ステートメント第4号「財務諸表の構成要素」では、公式に負債の定義を規定している。<sup>7</sup> GASBでは、山積する問題の一つに現行の財務報告モデル中に可能性（Possibilities）という概念を適用することと、また、現行の概念フレームワークとの整合性に関して検証している。

2009年春に公表された「年金会計と財務報告」のコメントに対するインビテーションにおいて、現行の会計基準の適用で重要事項の問題点がGASBから提出されたのである。その一つに期間衡平性（Interperiod Equity）の概念があげられる。それは、当該年度の勤務コストに対する支払いに対して当該年度の歳入で十分であるかどうかである。すなわち、期間衡平性とは、州および地方政府がすでに退職給付の契約を行って、適切な制度となったかどうかの観点から重要であり、また意思決定の際に有効な情報を提供する方法に取り組むことである。

GASBが考えている改善点の一つに財務報告目的から容認された保険数理原価法、現行の6つの評価方法から一つにされる。この変更点は、州・地方政府間の給付に関して比較する機会が増えることになるからである。

### 3. 現行公的年金会計基準の問題点

まず第一に重要なことは、ステートメント第27号公表後にGASB概念フレームワーク（枠組み）が完成したことである。とりわけ、次の二つの概念ステートメントが重要である。それは、2005年に公表された概念フレームワークを構成する概念ステートメント第3号「基本財務諸表を含む一般目的外部財務報告における伝達手段」と、2007年6月に公表された概念ステートメント第4号「財務諸表の要素」である。前者は、基本財務諸表の認識、脚注表示、要補足情報など一報告財務情報の適切な方法の選択基準を確立したものであり、後者は財務諸表項目の要素の定義と性質を確立したものである。すなわち、後者の概念ステートメントは、財務報告基準内容の構成を確立する基準としての相互間の目的と基礎概念に関する概念フレームワークを提供するものである。また、当該概念ステートメントは、財務会計と財務報告問題に適用される基本的な財務報告原則と同一内容のものとなる。

まず、1987年に公表されたGASB概念ステートメント第1号「財務報告の目的」において、次のように公表している。<sup>8</sup> 財務報告は、公的アカウントビリティを果たすために政府の義務を遂行するために役立ち、また情報利用者がそのアカウントビリティを評価することを可能にしなければならない。政府財務報告は、情報利用者がアカウントビリティを査定し、経済的、社会的、政治的意思決定を行うのに役立つ情報を提供すること。したがって、財務報告は当該年度の歳入が当該年度のサービスを賄うのに十分であったかどうかを明らかにする情報を提供するものである。また、財務報告は、法的手続きに従って採択された当該政府機関の予算に準拠して経済資源が調達、利用されているかどうかを明らかにする。さらに財務報告は、その他の財政関連法規や契約で規定された条項が遵守されているかどうかを明らかにするものである。したがって、財務報告は、政府機関におけるサービス提供の努力、コストおよび成果を利用者が査定するのに役立つ情報を提供するものである。

次に概念ステートメントでは、アカウントビリティについて次のように定義している。<sup>9</sup> 「自己の行為を説明する義務、すなわち自己の行為を説明する義務を負う」。したがって、州および地方政府では、アカウントビリティに基づき住民に対して公的資源の調達とその利用目的について説明しな

くてはならない。公的アカウントビリティは、住民が「知る権利」があるという信念に基づくもの。すなわち、「知る権利」とは、住民とその選ばれた代表による公共での議論につながる事実などを受取る権利である。

また、GASBは期間衡平性に関して次のように考えている。それは、当期の資源流入が当期のサービス提供コストに等しくなる状態をいう。言い換えれば、政府が将来にコストを繰延べず、また、当期のサービスを提供するために、蓄積された資源を利用しないことを意味する。つまり、当期のサービスのコストについての支払いの負担が当期の納税者や収入金供給者によって担われるように資源流失と資源流入の帰属が決定される。

2007年に公表されたGASB概念ステートメント第4号「財務諸表の構成要素」において、次の7項目の諸概念を定義している。具体的には資産、負債、資源流出、資源流入、繰延資源流出、繰延資源流入、純持高である。ここで年金会計基準に関する各項目を中心に簡単に紹介してみる。

まず、資産は、「政府が現在支配している、現在のサービス提供能力を持つ資源である」。資源の「現在のサービス提供能力」とは、「政府がその任務を達成できるようにするために、政府がサービスを提供することを可能にする現在の能力」とされる。負債は、「政府が回避する裁量権をほとんど、あるいは全くもたない、資源を犠牲にする現在の債務（present obligations）である」。

負債は、州および地方政府が外部の第三者に負うものであるが、外部の第三者が特定されている必要はない。つまり、負債に計上される項目は、支払期日や支払先が決定している確定債務に限定されないからである。それに加えて、法的に強制力のある負債だけでなく、推定的負債（constructive liabilities）もまた、州および地方政府の負債として構成される。推定的負債とは、法的な強制力はなく、政府の行動や行為の社会的、道義的もしくは経済的帰結によって生じるものである。

資源流出は、「当該報告期間に帰属する州および地方政府による純資産の費消である」。純資産の費消については、その純資産が一定期間、州および地方政府に帰属したか、他の機関から取得した時にすぐに費消されるのかを問題とするのではなく、関連する負債の減少を超える資産の純減少、あるいは関連する資産の増加を超える負債の純増加をもたらすことになる。資源流出がどの報告期間に帰属するかは資源フロー計算書の「測定の焦点」に応じて決定される。すなわち、資源流出は、諸活動のコスト総額を測定の焦点に応じて把握することになる。

資源流入は、「当該報告期間に帰属する州および地方政府による純資産の取得である」。資源流入は、州および地方政府が純資産を獲得した時に生じ、関連する負債の増加を超えた資産の純増加、あるいは関連する資産の減少を超えた負債の純減少をもたらすことになる。

繰延資源流出は、「将来の報告期間に帰属する州および地方政府による純資産の費消である」。繰延資源流出は、資産の純減少もしくは負債の純増加が生じたにも関わらず、純資産の費消が同一期間に帰属しない場合に財政状態計算書の借方に計上される。

繰延資源流入は、「将来の報告期間に帰属する州および地方政府による純資産の取得である」。繰延資源流入は、資産の純増加もしくは負債の純減少が生じたにも関わらず、純資産の取得が同一期間に帰属しない場合に、財政状態計算書の貸方に計上される。

4

純持高は、「財政状態計算書に計上される他のすべての構成要素の残余である」。すなわち、純持高は、資産および繰延資源流出と負債および繰延資源流入との差額によって測定される。負債、資産と脚注開示の認識・測定・表示に関すること。とりわけ、年間年金費用、純年金債務などの測定に関する要件などを具体的に提示している。さらに、州および地方政府機関の補足情報についての基準もまた設定している。ステートメント第27号の財務報告に関する指針は、次の二つの基本原則にも影響を与えている。まず第一に財務報告目的に利用する年金費用制度の積立状況を開示するこ

と。また、DB型年金制度の財務諸表の脚注に直近の保険数理評価日に適用した評価方法とその重要な仮定を表示すること。また、雇用主（政府機関）の年間要拠出額を決定するのに総合保険料方式を適用したならば、積立状況の開示と加入年齢保険数理原価方法を適用した場合、要補足情報として積立計画表の表示を義務づけている。さらに、継続期間中で保険数理的仮定などの変更があれば、その変更した仮定等を開示すること。また、公正価値に上場市場価格以外のものを適用したならば、投資を決定する場合に適用したその方法と仮定の開示を義務づけられている。コスト・シェアリングの年金制度を含むステートメント第27号の修正点は、雇用主（政府機関）の契約上の要拠出率が決定された手続について、脚注に開示すべきである。

GASBの会計と財務報告基準は、絶えず変化し展開し続ける地方政府の環境に対応させる必要がある事実、GASBから公表されるステートメントや指針などは、再検討され、必要であれば新しい会計基準や概念ステートメントとの関連で修正される。<sup>10</sup>

また、ステートメント第25号、27号において統一的な測定問題があげられる。すなわち、年金債務測定、積立状況に関するトレンド情報などの保険数理的年金情報は、統一された保険数理方法とパラメータを適用して計算されなければならない。しかしながら、財務諸表の表示問題に関しては、とくに投資成果の測定については、一定の報告基準の規定がなかった。

#### 4. GASBの年金会計基準の公開草案

まず公開草案（Exposure Draft - ED）公表前に現在の会計基準の変更に関する詳細に提案する前段階として利害関係者からコメントを得るために、雇用主（政府機関）の年金の会計と財務報告に関連する基本的な問題についてGASBの現時点での的確な見解として予備的見解（Preliminary Views - PV）を示したものである。PV公表時点では、適用可能な規定としてではなく、原則や概念として議論された内容を一般に公表されたものである。仮に議論の結果、付加的な事項があればプロジェクト問題点として将来的にGASBで議論されることになるであろう。年金会計と財務報告についての主要な問題点については、2009年3月までのコメントの受け入れによって、これまでGASBで議論されてきた。

次に公開草案の一つであるステートメント第25号の修正案について、若干その特徴を述べてみる。当該公開草案は、年金制度の定義と年金資産の累積額やその管理と年金受給者への給付額などの主要な年金基金に対する運用面に関して規定したものである。それは、以下の三つの信託（Trust）やそれと同等の契約によって構成されている。（1）雇用主の拠出額がない団体のものも含めて、雇用主（政府機関）は拠出額を提供する。（2）年金資産は、給付期間に応じて年金受給者に年金を提供するためのものである。（3）年金資産は、雇用主の債権者（拠出しない雇用主を含めて）や年金制度管理者などから法律上保護されている。たとえば、確定型給付年金制度であっても、年金資産は年金加入者の債権者から法律上保護されている。

また、当該EDは、信頼関係により管理されたDB型年金制度の財務報告に関する会計基準の設定である。さらに当該EDは、DB型年金制度の個別財務報告問題の基礎的フレームワークの概要と年金に関する雇用者の債務の個々の測定について規定したものである。以下のタイプ別年金制度によって要件を区別している。（1）単一雇用主年金制度（2）代理複数雇用主年金制度（3）コストシェアリング複数雇用主年金制度である。さらに、公開草案では、DC型年金制度の脚注表示について詳細に規定している。

DB型年金制度の財務諸表については、次のように規定している。（1）年金制度純資産計算書（2）年金制度純資産変動計算書である。前者（1）の計算書の構成項目は、次のとおりである。資産として現金、現金同等物、公正価値による投資額、年金活動による備品等などである。資源の繰

延流出額、年金加入者に支払給付額などの負債、繰延資源流入額、純資産からなる。後者（２）の構成項目は、雇用主からの拠出額や年金制度加入者からの拠出額、さらに純投資額収入を加算し、給付支払や年金制度管理費用などを減額し、その差額を純年金制度状況の純増加（減少）額として表示する。

次に財務諸表の脚注に関しては、次の内容を規定している。信託によって管理された確定給付型年金制度の脚注は、給付形態、年金加入者の分類、年金制度の役員構成のように説明情報を提供することである。また、年金投資に関する脚注では、年金制度の投資政策や公正価値の決定方法、個々の組織の年金制度の純資産の５％以上の投資の集中を明らかにすることや時間や貨幣に重視した投資回収率を開示すること。その上、脚注には拠出額、累積額、保険契約への割当額などの情報について規定している。

単一雇用主とコスト・シェアリング年金制度では、以下の開示が規定されている。期末の雇用主の年金負債総額、変動年金資産額、純年金負債額、年金負債総額に対する純資産比率などである。また、経験値や死亡率表のように昇給率、インフレーション、死亡率、生計調整率（COLAs）、他の退職後給付変動額、割引率を含む雇用主の年金負債総額を計算するために用いる重要な仮定である。

要補足情報としては、次のように規定している。雇用主の純年金負債の変動、純年金負債の構成要素に関する過去10年間の図表が必要である。

雇用主の純年金負債額は、総額年金負債額から年金資産額を差し引いた額である。総額年金負債額は、年金加入者の過去勤続実績による見積給付支払額の現在価値の部分である。当該EDでは、雇用主の総額年金負債額の保険数理的評価は、少なくとも２年ごとに行うことを規定している。

次にステートメント第27号の修正であるEDでは、主として負債と関連する年金債務と費用、繰延資源流出あるいは繰延資源流入の年金コストの測定手続と認識について規定している。また、見積年金支払額、現在価値の割引見積支払額、加入者の勤務期間の見積年金支払現在価値に対しても同一の測定方法と仮定を適用することを規定している。

脚注表示や要補足情報については、単一雇用主、代理雇用主、コスト・シェアリング雇用主に分類して規定している。さらに、DC型年金制度については、とくに積立状況を中心に規定している。

単一雇用主、代理人雇用主のDB型年金制度は、経済的資源の測定の焦点と発生主義会計を適用することで財務諸表上の年金負債を認識することを規定している。各期末純年金負債は、総額年金負債額から年金資産積立額を控除した金額である。総額年金負債額は、加入者の過去勤務期間の見積給付支払額の現在価値部分となる。総額年金負債額の保険数理評価は、これも少なくとも２年ごとに行うことを規定している。

年金費用と年金関連の繰延資源流出額と繰延資源流入額は、純年金負債すなわち年金負債と年金資産との差額から生じる場合に財務諸表上認識することを規定している。

財務資源測定の焦点と修正発生主義会計を適用して作成された財務諸表の中で、純年金負債は支出可能で有用な財務資源で通常流動的であると期待される負債の範囲として認識される。また、年金支出は、年金制度に拠出される額と通常期待される流動的で有用な財務資源の額と同額である。

6

単一雇用主、代理人雇用主の財務諸表の脚注では、以下の内容を開示することを規定している。（１）最近の年金負債の変動（２）年金負債などの計算に適用した割引率などを含む重要な仮定（３）保険数理評価日や仮定や給付期間の変更など（４）当期の年金費用（５）当期の年金に関する繰延資源流出・資源流入の変動の説明などである。

2009年にGASBは、調査プロジェクトの重要な問題点に関してコメントを公表した。115通余りの個人あるいは団体からのコメント内容を参考にして有益な改正が可能な現在の会計基準に関して

変更可能である一連の諸原則や諸概念を盛り込んだPVの内容を展開した。当該PVでは、年金制度の積立方法に関しては、適用しない独立の年金会計と財務報告に関連があることを強調するべきである。しかし、現在一般に年金の積立方法と監査された財務報告情報に関する会計処理と財務報告の方法がかなり接近していることは事実であるがPVにおける諸原則と諸概念は、年金給付の積立方法から決定される会計と財務報告とは切り離れた別の問題である。当該PVでは、早い時期に新たな会計と財務報告基準を完成させる作業が進んでいたが州および地方政府機関においては、積立アプローチを中心とした考え方で年金会計基準とその財務報告を変更することを前面に出すべきではない。PVの重要な事項の一つには、これまでの会計基準の年金給付関連事項について再確認することである。<sup>8</sup> すなわち、確定年金給付は、雇用主（政府機関）と被雇用者の給与や労働力に対する交換取引である。このようなプロセスを踏んでGASBの年金会計基準のEDは、1994年に公表されたステートメント第27号「州・地方政府の年金会計」を修正したものである。また、EDは、2004年6月に公表されたステートメント第45号「年金以外の退職後給付に関する会計と財務報告」の内容からそこで取り扱う年金に関する問題点と同様の取り扱いと考えている。

年金会計基準のEDにおいて、特徴点の一つに次のような内容を規定している。それは州および地方政府機関に全年金負債と現職員、退職者、受給者への給付支払いに十分な信託基金純年金資産（公正価値で表示された主要な投資額）との差額である純年金負債の財務状況の計上に関することである。また、年金負債と年金費用に関する計算方法も重要な変更点として提案されている。さらに次の変更点も含まれている。すなわち、給付期間の変更による年金負債の影響もある年金費用の構成要素の即時認識に関しては、繰延法や30年以上の償却とでは、両者とも積立目的からすれば共通の考え方になることである。EDの見解では、年金会計とその財務報告目的の考え方から、ある雇用者（政府機関）が被雇用者の勤続期間の対価としての年金給付に対する債務の認識が第一義的になる。さらに当該債務は、確定給付が被雇用者や受給者に支払が完了するまでは消滅しない。また、年金制度（信託）において累積された年金給付に利用可能な年金純資産を超過した金額のみの被雇用者に対する雇用者（政府機関）の第一義的な責任が残るものである。仮に年金制度の純資産が積立られていれば、雇用主の責任は、二次的なものとなり、年金制度そのものが第一義的な責任となる。

EDでは、<sup>11</sup> 積立年金債務は、上述した負債の定義との関連から基本財務諸表に認識計上するために適正な測定を行うことにある。純年金負債は、次の事項の差額として認識される。（1）財務報告期末までの労働の交換取引としての被雇用者への年金負債と（2）財務報告期末に年金給付として支払可能な年金制度資産やその他の純年金負債との同額。GASBの財務報告目的からの考え方から、年金給付については、次の要素を考慮して支払の計画を行う。それは、生計調整、計画された将来昇給率、勤続年数に応じた将来年金給付支払額である。また、年金負債についてもEDでは、次のように考えている。測定方法の違いにより、二つの給付支払の取引が発生する。一つは、計画の増減額を調整した有効な年金給付と信託である年金資産から支払予定の現在の年金制度への給付支払額。他方、年金給付に有効な年金資産の資金がなくなった場合の見積給付支払額。このような理由から、GASBの予備的見解として、会計と財務報告目的から割引率は、割引予定給付支払額に適用し算定した同額の予測給付支払額の現在価値を生む単一比率である。それは、将来期間にわたって有効利用できる現在と将来の年金制度純資産の長期期待収益率である。また、年金給付資金がなくなった場合の給付支払額に対しては、高品質の地方債のインデックス指数である。すなわち、割引率については次の二つの方法を適用することになる。一つは、年金給付に期待できる年金資産投資長期期待収益率であり、もう一つは、年金基金の長期投資には利用できない見積給付支払いに対する市債インデックス30年あるいはAA以上の格付けの税引後利子率である。

年金負債の計上は、通常財政年度末に測定を行う。そのため、年金給付に充当できる純年金資産は、財政年度末の年金負債の価値に影響する。すなわち、年金負債の測定は、以下のとおりである。年金負債の包括的な測定（年金会計と財務報告目的のための保険数理的評価）は、少なくとも隔年（2年に1回）と規定される。また、年金負債の評価は、財政年度末に評価しなければならない規定ではないが、評価した場合には、24ヶ月を超えることはできない。

## 5. むすびにかえて

前述のとおり、2010年のコメントに対するインビテーションへの回答が団体と個人から合わせて115通余りあった。<sup>12</sup> その後、GASBは2011年6月に現段階での考え方としてのPVを公表した。この時点でGASBの年金に関する基本的な会計と財務報告に関する結論となる。たとえば、2009年8月、州および地方政府のアクチュアリーとコンサルティングサービスを提供する会社であるシーガル社は、年金会計と財務報告に関するコメントの招待状（Invitation to Comment - ITC）に対応してGASBに書簡を提出した。<sup>13</sup> その内容は次の4つのキーワードを中心に回答したものである。アカウントビリティ、有効性の決定（Decision Usefulness）、期間衡平性、透明性（Transparency）である。PVにおいて問題提起するために、ここで議論すべきである。各セクションでは、PVが州および地方政府のアカウントビリティや期間衡平性を評価するための能力や受取る意思決定に有用な情報に影響する方法を州および地方政府の財務情報利用者への質疑として具体化したものである。そのようにすると利用者は、PVに対する疑問に答えることになる。アクチュアリーや財務諸表作成者や監査人のようなその他の利害関係者は、補足説明というよりもPVそれ自体への疑問に答えることを期待して要求することになる。

PVで提案された変更点は、どのように財務報告できるかである。たとえば、究極的な問題があったとしてGASBで提案され規定された会計情報は、年金債務に関する公的アカウントビリティを高めることや発生期間に計上された年金負債に直接関係のある取引、あるいはその他の事象からの影響を認識することで財務報告書利用者の意思決定に有用な情報を提供することになる。また、年金費用の測定を改善することで、提案された変更事項により当期収入と勤務費用との関連を評価するために財務報告書利用者に役立つための情報を提供することになる。仮に適用されたならば、これらの提案は、計上された情報の統一化と比較可能性を増大させることになり、さらには不要である選択的な測定事項を最小限にすることで財務報告書利用者に煩雑性をなくすことになるであろう。<sup>14</sup>

GASBは、これまで州および地方政府の会計と財務報告に関して高品質の会計基準を完成させることをめざして展開してきた。この高品質とは、意思決定に有益なもので財務報告利用者にアカウントビリティを評価したり、透明性を改善するための財務報告情報を導き出すことである。すなわち、GASBは有効に目的達成できるかを決定するために現存の会計基準を期間継続的にレビューすることが今後とも必要である。<sup>15</sup>

## 8 (注)

1. GASB, Statement No.25, *Financial Reporting for defined Benefit Pension Plans and Note Disclosure Contribution Plans*, Government Accounting Standards Board, 1994.
2. GASB, Statement No.26, *Financial Reporting for Postemployment Healthcare Plans Administered by Defined Contribution Plans*, Government Accounting Standards Board, 1994.
3. GASB, Statement No.27, *Accounting for Pensions by State and Local government Employers*, Government Accounting Standards Board, 1994.

4. Accounting and Financial Reporting for Pensions an amendment of GASB Statement No.27.  
Financial Reporting for Pension Plans an amendment of GASB Statement No.25.
5. 拙稿「ペンション・ファンドのディスクロージャー問題」『森山書店』第60巻9月号第3号、2001年9月、84-85ページ。
6. GASB, Statement No.50, *Pension Disclosures- an amendment of GASB Statements No.25 and 27*, Government Accounting Standards Board, 2007.
7. GASB, *Concept Statement No.4 of Government Accounting Standards Board – Elements of Financial Statement*, Government Accounting Standards Board, 1987 par 8-65.
8. GASB, *Concept Statement No.1 of Government Accounting Standards Board – Object of Financial Reporting*, Government Accounting Standards Board, 1987 par 77.
9. 吉田智也稿「米国公会計における財務諸表の構成要素」『産業経理』Vol.70 No.2、2010年7月、139-143ページ。
10. GASB, Statement No.34, *Basic Financial Statements – and Management’s Discussion and Analysis – for State and Local Government*, Government Accounting Standards Board, 1999.
11. GASB, *Government Accounting Standards Series – Preliminary Views – Pension Accounting and Financial Reporting by Employers*, Government Accounting Standards Board, 2010.
12. GASB, *Preliminary Views Supplement Preliminary of the Government Accounting Standards Board : Plain-Language Supplement, Pension Accounting and Financial Reporting by Employers, 2010 Pension Accounting and Financial Reporting Employers*, Government Accounting Standards Board, 2010.
13. Robert H. Attmore, “Why Reexamine Existing GASB Standards?” *Journal of Government Financial Management*, summer 2010, pp. 8-9.
14. 藤井秀樹監訳『GASB／FASAB公会計の概念フレームワーク』中央経済社、2003年1月、27-29ページ。
15. 拙稿「GASB年金会計基準の新たな動向」『淑徳大学国際コミュニケーション学会 国際経営・文化研究』第15巻第2号、2011年3月、59-65ページ。

(受理 平成24年1月10日)